# （４） 課題・対応と今後のスケジュールについて

社会実験開始以降、各検証項目については実績を重ねつつ、利活用の柔軟性や広場管理運営のための財源確保において課題が出ている。

・ 道路活用にあたり、道路に関する法制度が未適用であるため、活用には制限（警察指導）があり、柔軟な活用に向けては課題がある。

＜具体的な制限例＞
- ・行政組織等の公共性の高い団体以外が主催催事をすることが困難。
- ・催事内容の公共性の高さを担保する必要がある。
- ・企業や商品PRと判断されるものの道路上への設置が不可。

⇒① 実施上のハードルが多く課されることで、広場の目的の一つである賑わいづくりや地域回遊拡大が十分にできていない。

② 柔軟に催事の受け入れができないことで、広場の安全安心のための取組み（清掃・警備・自転車対策等）の原資となる維持管理協力金を得るための検証が十分に行えない。

・ 本格運用時に適用を予定していた道路活用に関する制度**「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」の早期適用を目指し**、民間により柔軟に道路活用できる体制を早急に獲得する。

## ■道路法の目的

**道路は「交通」が主目的**

（この法律の目的）

**第一条**　この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

（用語の定義）

**第二条**　この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

## ■道路占用：無余地性の基準

**敷地外に余地がなく、**
**やむ負えない場合のみ物を設置できる**

（道路の占用の許可基準）

**第三十三条**　道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

**▶道路は「交通」が目的のため、**
**原則、モノを置いたり、イベントを実施したるすることはできない**

# WHAT IS HOKOMICHI
## ほこみちとは

ほこみちは「歩行者利便増進道路」の愛称です。
道路を歩行者にとって、もっと安心して歩ける、
楽しく過ごせる「みち」にしたい、そんな願いを込めました。

## どんな制度？

かんたんに言うと、道路を「通行」以外の目的で柔軟に利用できるようにする制度のこと。この制度によって道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められるようになります。制度を利用すると、たとえば、幅の広い歩道にオープンカフェやベンチなどを置いて、歩行者にとって便利でにぎわいあふれる空間を創り出すことができます。

※道路占用：道路にモノを設置し、継続して使うことを道路法では「占用」といいます。

**POINT1**

歩行者のためになるモノをおくことができる

ほこみち制度を適用する場所を決めることで、歩行者のためになるモノを歩道におくことができるようになります。地域の方々からほこみちの使い方を道路管理者に提案するなど、地域でストリートの魅力や可能性を話しあうきっかけにもなります。

**POINT2**

道路を占用する者を公募できる

道路を占用する者を公募し、その中からより良い提案を選定することができます。公募した場合、占用期間が最長20 年間となり（通常は最長5年）、テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすくなります。

**POINT3**

占用料が減額される

通常、道路を占用する場合には占用料を支払う必要がありますが、ほこみち制度が適用された場所では、道路の維持管理の協力も行う場合、占用料が減額※されます。
※ 国道の場合、９０％減額

出典：ほこみちプロジェクトHP（https://hokomichi.jp/about/）

## ■ほこみち制度適用までのスケジュール（協議会案）※行政との協議により決定・推進していく。

・ほこみち制度を適用するには、主に
①区域指定（歩道の中で「歩行者の利便増進を図る特区」を指定）をすること
②ほこみちの区域を活用する事業者公募（大阪市にて実施）
※公募がなくても制度適用が可能であるが、公募により選ばれることで活用の幅が広がる
が必要である。
・なんば広場マネジメント法人設立準備委員会が、ほこみちを活用する事業者として応募することを目指す。
・制度適用を受けたうえで十分な検証期間を確保するため、24年度末までの社会実験期間を延長することも視野に入れる。

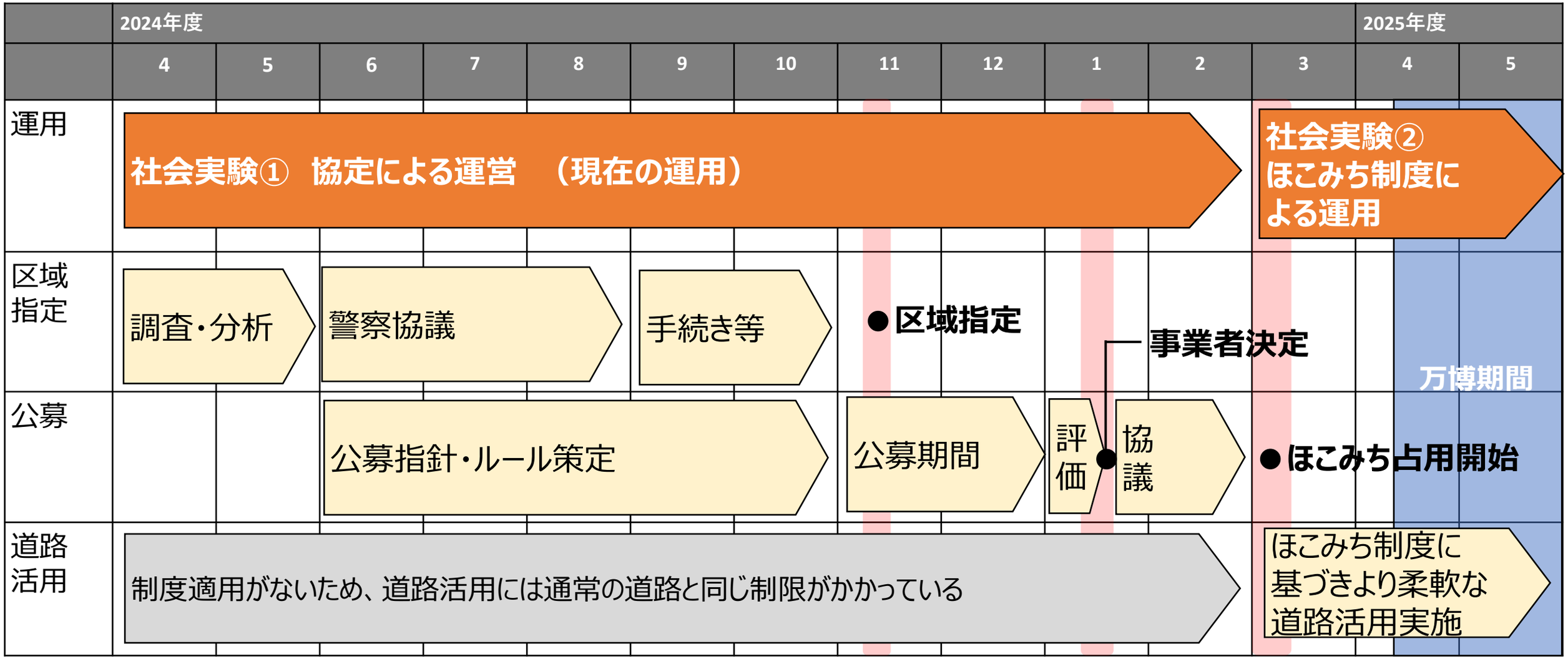

決議事項 第 1 号議案

2024 年 6 月 26 日

# なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会　2023 年度事業報告

## １．本事業の整備工事について

事業主体の大阪市建設局(南海電気鉄道受託)により工事はほぼ予定通り進められました。

広場については、一時的に交通機能を移設（バス:4/14～9/21）または休止（御堂筋タクシー:4/11～2/13）しながら、11 月 23 日に無事オープンしました。また、関連工事としてバス停上屋（大阪シティバス工事）は 12 月中旬に完成し、喫煙所（環境局工事）は 3 月 19 日に供用開始されました。

なんさん通りについては、規制時間外の荷捌機能を確保しながら、地中の電線共同溝工事が 6 月に着手され、北区間は完了、南区間は継続中であり、北区間の道路照明柱基礎工事が行われました。

4 月旧バス停閉鎖後

9 月バス停本設後

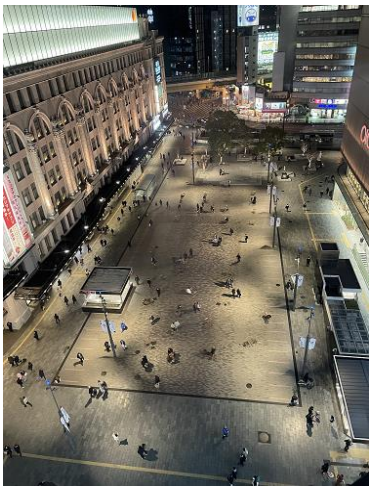

供用開始後

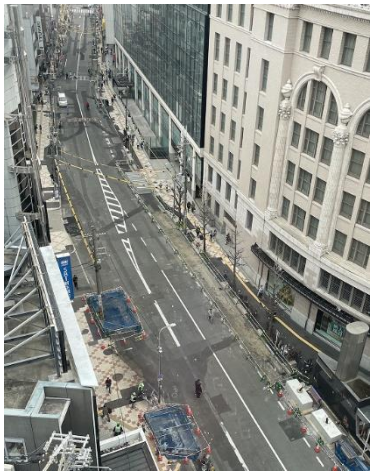

２．管理運営計画の検討

広場完成後の管理運営計画については、社会実験にて実施する事項として、①地域環境保全活動（清掃、治安維持、自転車対策）、②利活用、③財源確保の主に３つの項目に対して、昨年 3 月のなんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会（以下、協議会）役員会・臨時総会にて承認をいただきました。

そして、11 月 23 日の広場部分共用開始以降は協議会からの付託を受けたなんば広場マネジメント法人設立準備委員会が社会実験期間中の検証主体として、大阪市計画調整局とともに道路管理者である大阪市（建設局）や交通管理者である警察、広場利用希望者（イベント主催者）との協議・調整を実施しながら社会実験を進めてまいりました。

以上

**第１号議案　令和５年度決算収支報告書（令和５年４月１日～令和６年３月31日）**

収支金額

| | |
|---|---|
| 収入金額 | 9　円 |
| 支出金額 | 388,166　円 |
| 差引残額 | ▲388,157　円 |

収入の部　（単位：円）

| 科　　目 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 繰越金 | 1,182,293 | |
| 会費 | 0 | |
| | | |
| その他（利息） | 9 | |
| 合　　計 | 1,182,302 | |

支出の部　（単位：円）

| 科　　目 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 調査研究費 | 85,310 | 登記簿謄本 |
| 通信運搬費・手数料 | 6,510 | 郵便代金・振込手数料・其の他手数料 |
| ホームページ維持 | 74,800 | ドメイン維持費用　・ホームページ改訂４回 |
| 業務委託費分担金 | 0 | |
| 使用料・賃借料 | 212,000 | 会議室使用料（総会５　役員会５　委員会４　幹事会13　自転車ワーキング　11） |
| お茶代 | 9,546 | 総会・全体会議 |
| 雑費 | 0 | |
| その他慶弔費 | 0 | |
| 合　　計 | 388,166 | |

※ 次年度繰越金　794,136　円

# 監　査　報　告　書

なんば安全・安心にぎわいのまちづくり協議会

会　長　　菊　地　　正　吾　　殿

私たち監事は、　事業年度（令和５年4月1日から令和６年３月31日まで）の事業報告、収支決算報告書及び附属明細書を監査した結果、適法に処理、記載されていると認めます。

令和６年６月４日

監事　平田忠司　印

監事　藤原弘道　印

決議事項 第 2 号議案

2024 年 6 月 26 日

# なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会　2024 年度事業計画

## １．活動方針

昨年度に引き続き、国際観光都市である大阪ミナミのおもてなし玄関口にふさわしく、上質で居心地が良く、なんばエリア全体への回遊拠点となる新たなシンボル広場創出として 2025 年春のなんさん南北通りを含む全体完成による「なんば駅周辺における空間再編推進事業」を完遂します。

また、広場部分先行供用開始以降官民連携での広場の管理運営に係る社会実験を継続実施し、将来の民間による本格的な運営に向けて適正有効な広場の維持管理及び利活用方法についての検証と、然るべきタイミングでの最適な運営体制の構築に向けて取り組んでまいります。

## ２．本事業の整備工事の推進

2022 年 9 月に本格着工した本事業のうち、残るなんさん南北通りの整備完了に向け、引き続き「なんば広場マネジメント法人設立準備委員会※」（以下、準備委員会）が大阪市等関係機関との協議を推進します。

北区間については歩道舗装工事に続き夏じゅうに車道舗装が行われ、並行して南区間については電線共同溝に続き歩道・車道の舗装が行われ、照明柱を含めて年度末に完成の予定です。また、沿道建物への電気・通信の引込切替については、道路整備に合わせて各インフラ事業者で行われます。

※なんば広場マネジメント法人設立準備委員会構成員：

南海電気鉄道株式会社、株式会社髙島屋、戎橋筋商店街振興組合、なんさん通り商店会、株式会社丸井

2024. 6. 3

2024. 6. 6

## ３．社会実験の継続実施

大阪市よりなんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会（以下、協議会）及び協議会から付託を受けた準備委員会が、2025 年全体完成後の本格運営を見据えた社会実験として広場における適切有効な警備や清掃などの維持管理、及びイベント実施や広告事業等の利活用方法について検証・改善し、安全・安心と地域に賑わいを波及させる広場となるよう引き続き試行します。

また今年度の社会実験では、2023 年度実施にて抽出した課題解決も踏まえて、主に下記 3 つの項目に対して道路管理者である行政や交通管理者である警察、地元及び関係事業者と協議・調整を図りながら継続検証を行います。

① 地域環境保全活動
- 清　　掃（適正な頻度及び清掃方法の確立）
- 治 安 維 持（安全安心の持続に向けた有効な方法の検証継続）
- 自転車対策（広場での啓発イベント等開催による通行者への周知徹底）

② 利活用（道路の円滑な活用に向けた「ほこみち制度」の早期適用等）

③ 財源確保（広告事業の検証等）

以上